

第128号 平成28年7月発行

— 目 次 —

〈特集〉

- ・ 「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について 1
- ・ 中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会 中間とりまとめについて 6
- ・ 平成27年度建設業取引適正化センターの活動状況 30

〈機構主催の講習会開催状況〉 42

〈会員紹介〉

- ・ 株式会社ゼンリン 44

〈独占禁止法関係〉

- ・ 平成27年度における独占禁止法違反事件の処理状況について 48

〈建設業行政等〉

- ・ 建設業許可業者数調査の結果について（概要） 86
- ・ 社会保険等未加入業者への加入等指導状況 90

〈機構情報〉

- ・ 講習コース 94
- ・ 販売図書 96

※ 〈建設業の裁判事例紹介〉につきましては、休載します。次号129号より再開します。

特集 1

「建設業法令遵守推進本部」の活動結果等について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

国土交通省では、平成19年度より、建設工事の施工体制、元請下請間の取引等の適正を図るため、従前の指導監督体制を強化して、国土交通本省に建設流通政策審議官をトップとする建設業法連遵守推進室および各地方整備局等に局長をトップとする「建設業法令遵守推進本部」を設置しています。建設業法の遵守、請負契約の適正な締結・履行等につき、関係行政機関と連携しつつ、一般国民を含む幅広い情報を集約し、機動的に立入検査を実施し、指導、監督処分等を行っています。平成27年度の活動結果及び平成28年度活動方針を、本年5月30日に公表しました。

以下はその公表内容です



平成 28 年 5 月 30 日
国土交通省土地・建設産業局建設業課

**平成27年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び平成28年度の活動方針
～社会保険未加入対策で重点的に立入検査を実施～**

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。
今般、平成27年度における推進本部の活動結果及び平成28年度における活動方針がまとまりました。

平成27年度の推進本部の活動状況及び平成28年度の活動方針における主なポイントは、以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

	平成27年度	平成26年度
駆け込みホットラインへの通報	1,735件	1,613件
上記のうち、違反疑義情報	131件	174件

・違反疑義情報の主な内容は、下請代金の支払いに関するものや無許可業者等との下請契約など。

※「駆け込みホットライン」は、推進本部に設けられた建設業法違反通報窓口です。

2. 建設業者に対する立入検査等の実施回数

	平成27年度	平成26年度	備考
立入検査等の実施	815回	877回	上記「駆け込みホットライン」への通報や、「下請取引等実態調査」を端緒として実施。

3. 監督処分・勧告の実施概要

	平成27年度	平成26年度	主な処分事由
許可取消	1件	1件	許可の虚偽申請1件
営業停止	22件	67件	独占禁止法違反9件、無許可業者との下請契約3件、一括下請負2件など
指 示	10件	14件	労働安全衛生法違反3件、主任技術者等の不設置等2件など
勧 告	261件	223件	下請契約の締結について131件、下請代金の見積、決定について108件、追加・変更契約について107件、下請代金の支払いについて86件、施工体制台帳等について80件、不当な赤伝処理・遅延利息不払い52件など

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しない。

4. 平成28年度における活動方針

今年度の新たな取り組み:①更なる社会保険未加入対策の推進

②基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置(告示)の遵守
詳細については、別添資料をご覧ください。

(問い合わせ先) 国土交通省土地・建設産業局建設業課 建設業適正取引推進指導室
課長補佐 山 王 (内線24715) TEL : (03) 5253-8111 (代表)、(03)5253-8277 (直通)
調査指導係長 一 力 (内線24785) FAX : (03) 5253-1553

平成28年度建設業法令遵守推進本部活動方針

平成19年度に創設した建設業法令遵守推進本部の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果を遂げている。

しかしながら、建設業の現状を鑑みると、依然として、不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しており、更なる取組の充実が必要になっている。

については、以下のとおり、平成28年度建設業法令遵守推進本部活動方針を示すので、各地方整備局等においては、本方針を踏まえつつ、適切な対応を図られたい。

I 今年度の新たな取組

1. 更なる社会保険未加入対策の推進

目標年次である平成29年度が来年度に迫っている中で、社会保険未加入対策の実施に当たり、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

2. 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）の遵守状況

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受けて、平成28年3月に「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示）」を策定したところであり、その周知徹底に努めること。

II 継続的な取組

1. 通報制度等の活用

(1) 「駆け込みホットライン」の運用

平成19年度の開設以降、法令違反に関する情報を収集するための重要な制度であるため、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

(2) 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の運用

平成25年6月から各地方整備局等において運用されてきた「新労務単価フォローアップダイヤル」が、平成27年3月に発展的に統合され、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」として運用されているところであるが、引き続き、適正な契約が行われていない等の法令違反に関する情報を収集できる制度としての有用性・重要性を認識し、より一層の周知を図り、利用促進に努めること。

(3) 発注部局等との連携

平成27年4月1日以降に契約が締結された全ての国土交通省直轄工事において、施工体制台帳を通じて、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を拡大実施していく運用が行われているので、発注部局や関係機関との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応に努めること。

2. 立入検査の実施

(1) 対象業者の選定

立入検査を実施する場合の建設業者の選定に当たっては、「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等に寄せられる通報内容、下請取引等実態調査の結果（特に不当なしわ寄せを受けたとする申告）及び各地方整備局等において問題と認識される事案に関して、違反行為を行っている可能性の高い建設業者や繰り返し違反行為を行っていることが認められる建設業者を優先的に選定したうえで、立入検査を実施するものとし、違反行為の確認並びに適切な指導監督を機動的に実施することにより、違反行為の是正の一層の促進に努めること。

(2) 「標準見積書」等の活用状況の確認

平成25年9月から「標準見積書」が一斉活用されているが、その取組を積極的に促進する必要があることから、契約・支払状況に主眼を置いた検査を実施する場合は、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況を確認し、活用を促すこと。

また、平成27年4月に改訂された「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」で、「元請負人は、(中略) 下請負人が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請負人に提示できるよう、見積条件の提示の際、適正な法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう明示しなければならない」こととされているため、本年度の立入検査から、その実施状況について確認を行い、周知徹底に努めること。

(3) 安全衛生経費の確保に関する調査の実施

平成26年11月から「安全衛生経費の確保に関する調査」を実施しているところであるが、安全衛生対策経費の確保の必要性を周知する意味で重要な取組であることから、引き続き適切に実施すること。

3. 建設業法令遵守ガイドラインの周知・徹底

建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図るため、平成26年10月に改訂された「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の周知徹底に努めること。

4. 東日本大震災の被災地域における取組

平成24年11月から国土交通省、厚生労働省、警察庁、岩手県、宮城県、福島県が連携して実施している東日本大震災の被災地域における建設業法違反等に関する監視の取組（復旧・復興工事の適正な施工の確保に係る立入検査、啓発活動）については、引き続き実施すること。

5. 消費税の円滑かつ適切な転嫁の周知

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられるなか、建設業に

については、消費税の転嫁は概ね適切に図られているところであるが、零細企業のなかには、取引先との力関係から消費税の転嫁が図られにくい状況も見受けられるところである。

また、平成29年4月には、消費税率が10%に引き上げられる予定であることから、引き続き、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう、指導に努めること。

6. 外国人建設就労者受入事業に係る立入検査の実施

平成27年4月1日から、外国人建設就労者受入事業に係る立入検査を実施することとなった。

については、その実施に当たり、当該事業を所管する建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、立入検査を円滑かつ適切な対応に努めること。

7. 建設業取引適正化推進月間

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」について幅広く周知しつつ、取組内容の充実に努めること。特に、推進月間期間中は関係機関（都道府県と関係省庁等）との一層の連携強化に努めること。

8. 関係機関との連携

- ① 都道府県及び関係省庁と建設業の法令遵守に関する立入検査、講習会、研修会等を合同に実施するなど、連携の強化に努めること。
- ② 業界団体等との意見交換の機会を設けて積極的に情報・意見の交換を行いつつ、建設業の法令遵守に関する合同の講習会、研修会を行うなど、連携の強化に努めること。
- ③ 建設業法が改正され暴力団排除条項が整備されたことに鑑み、警察部局との連携を密にし協力して暴力団排除に努めること。

9. その他

上記項目を実施するため、地方整備局等においては、必要な執行体制を確保すること。

特集 2

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会 平成28年審議 中間とりまとめについて

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

先般の基礎ぐい工事問題を受けて、有識者で構成する「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」による中間とりまとめ（平成27年12月25日）において、本事案の背景にあると考えられる建設業の構造的な課題について速やかに検討を行うよう提言がなされたところです。

国土交通省では、これらの課題を検討するため、平成28年1月より基本問題小委員会を再開したところであり、これまでの計7回の審議を踏まえ、本年6月22日に「中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会 基本問題小委員会 中間とりまとめ」を策定いたしました。

以下に、中間とりまとめの概要と本文を掲載します。

基礎ぐい工事問題で提言された構造的課題等について平成28年1月から計7回審議。中間とりまとめでは各課題について対応策を提示。

【建設生産システムの適正化】

課 題

対 応 策

施工体制における監理技術者等の役割の明確化

施工の専門化・分業化が進み、元請と下請の技術者の役割の違いが顕著となる一方、制度上、両者は区別されていない

元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化

技術者の適正な配置のあり方

現在、請負金額のみで専任配置を規定しているが、難易度の低い工事等、工事内容によっては専任は不要ではないかとの指摘

現行の請負金額一律の基準に、金額以外の他の要素を盛り込むことについて、引き続き検討

実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除

商社や代理店等、工場製品等の取引のみで、施工管理を行わない企業が存在。役割・責任の不明確化や不要な重層化を招くおそれ

一括下請負の禁止を徹底するため、その判断基準を明確化

民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化

民間工事では、地中の状況等、施工中に発現する可能性のあるリスクについて、負担の考え方や受発注者間が円滑に協議を行うための基本的枠組みが整備されていない

施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みについて指針を新たに策定

(指針には、特に事前調査の必要性や、関係者間の協議項目として、地中関連、設計関連等の各々のリスク負担に関する考え方や協議事項を盛り込む)

- 【その他の課題への対応】
- 大規模工事における技術者の複数配置の推奨: 監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を配置することが望ましい旨、明確化
 - 建設生産物に用いられる工場製品に関する品質管理のあり方: 工場製品の品質確保を図るため、これらを製造する企業等に対して、一定の制度的関与を設けることについて、引き続き検討
 - デベロッパーからマンション管理組合に交付すべき図書の明確化: 地盤情報等、提供すべき図書の内容について明確化
 - 建設工事紛争審査会の審査対象の拡大: 施工品質をめぐる様々な紛争解決を図るため、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外も審査の対象とするよう、引き続き検討

【建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成】

技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍

若手技術者の入職の減少等、優れた技術者の確保が求められる一方、技術検定の受検者数が減少

受検機会の更なる拡大に向けた技術検定制の見直し（2級学科試験の受験機会の年2回化等）

大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成

建設業で働く高齢者の大量離職を目前に控え、担い手不足が懸念。これまで様々な担い手対策が講じられているが、依然、若者の高い離職率等、解決すべき課題が存在

人と企業がともに成長する好循環を生む『人材投資成長産業』の実現に向けた総合的な施策の展開

- キャリアに応じた処遇が図られるよう、技能労働者の経験や技能を蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築（平成29年度に本格運用開始）
- 社会保険加入の目標達成（平成29年度を目標に、企業単位で100%等）を目指し、対策を強化
- 人材の効率的活用に向け、施工時期の平準化、繁閑調整のための環境整備 等

【建設企業の持続的な活動が図られる環境整備】

地域の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる環境整備

経営者の高齢化が進み、中小建設企業等で後継者問題が高まり。合併や廃業する企業の事業承継が円滑に行われる環境整備が必要

合併時の許可や経営事項審査の迅速化・簡素化し、空白期間の短縮や、手続き上の負担を軽減
また、廃業する企業の技術者の新会社への円滑な移行に向けた経費の特例を導入

- 【その他の課題への対応】
- 経營業務管理責任者要件のあり方: 企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経營業務管理責任者要件のあり方について引き続き検討
 - 軽微な工事に関する対応: 許可が不要とされる500万円未満の軽微な工事のみを請け負う者に対して、一定の関与を行うことについて、引き続き検討

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

基本問題小委員会

中間とりまとめ

平成28年6月22日

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会
中間とりまとめ
目次

I. 検討の経緯と建設業を取り巻く情勢

1. 検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 建設業を取り巻く情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. 課題に関する対応の方向性

1. 建設生産システムの適正化
（1）監理技術者等の適正な配置、役割の明確化
①技術者の適正な配置のあり方・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
②施工体制における監理技術者等の役割の明確化・・・・・・・・ 4
③大規模工事における技術者の複数配置の推奨・・・・・・・・ 4
（2）実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除・・・・ 5
（3）工場製品に関する品質管理のあり方・・・・・・・・ 6
（4）民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化・・・・ 6
（5）施工に関する情報の積極的な公開
①マンション引渡し段階におけるエンドユーザーへの情報提供・・ 7
②建設企業による施工に関する情報の保存・・・・・・・・ 8
（6）施工責任に関する紛争調整等の円滑化・・・・・・・・ 8
2. 建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成
（1）技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍・・・・ 9
（2）大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成・・ 10
3. 建設企業の持続的な活動が図られる環境整備
（1）地域の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる
環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（2）経營業務管理責任者要件のあり方・・・・・・・・ 15
（3）軽微な工事に関する対応・・・・・・・・ 15
4. 重層下請構造の改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

III. まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

I. 検討の経緯と建設業を取り巻く情勢

1. 検討の経緯

横浜市のマンション事案を契機とする基礎ぐい工事問題については、「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会中間とりまとめ報告書」（平成27年12月25日）において、基礎ぐい工事問題の背景にあると考えられる建設業の構造的課題について、速やかに議論の場を設け、建設業の将来を見据えて、所要の対策の検討を行うことが提言された。

このため、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会（以下「本委員会」という。）では、基礎ぐい工事問題対策委員会において提言された「元請・下請の施工体制上の役割・責任の明確化と重層構造の改善」、「技術者や技能労働者の処遇・意欲と資質の向上」、「民間工事における関係者間の役割・責任の明確化と連携強化」について、2. に示す建設業を取り巻く情勢を踏まえつつ、現状・課題と対応の方向性を議論した。また、建設業を取り巻く情勢に鑑み、建設業政策の当面の課題についても対策を講じる必要があるため、「地域の中小建設企業の合併等が円滑になされる環境整備」、「建設業許可制度のあり方」についても併せて検討を行った。本委員会においては、これまで計7回にわたり審議を行ってきたところであり、これまでの審議の結果を以下の通りとりまとめる。

2. 建設業を取り巻く情勢

<建設生産システムの複雑化・多様化>

施工の専門化・分業化、工事量の増減や繁閑の発生への対応等を背景として、建設生産システムにおける下請の重層化が進行し、それとともに施工体制が複雑化している。特に、下請の重層化に伴い、間接経費の増加、労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化や品質低下など、様々な弊害のおそれが指摘されている。また、施工体制の複雑化に伴い、大規模工事等では複数人の技術者が配置されるなど、技術者の施工体制上のあり方も変化している。

加えて、建設生産物の高度化・多様化や、現場工事作業の効率化、工期短縮の観点から、施工における工場製品の必要性が高まるとともに、施工に必要な機器や工法の多様化、プレハブ工法の拡大など建設工事の内容が変化している。また、工場製品や資材等の販売を行う商社や代理店等の役割が広がる中で、これらの企業の中には単に工場製品や資材等の取引のみを行い、工事の施工管理を行わない企業も存在することが指摘されている。

<高齢者の大量離職時代の到来、担い手確保と生産性向上>

今後、建設業で働く高齢者の大量離職を目前に控え、手をこまねいていれば深刻な担い手不足が生じる懸念がある。若年者の高い離職率や、人材の獲得が

ますます厳しさを増す中、中長期的な担い手確保が重要な課題となっている。

また、我が国の労働力人口が減少する中で、将来の建設投資に対する建設業の供給力を維持・確保するためには、担い手の確保・育成に加えて、生産性の向上に取り組むことが不可欠である。

＜地域の中小建設企業等の小規模化、経営の継続・承継を巡る問題＞

地域の中小建設企業の経営が小規模化するとともに、経営者の高齢化や後継者の確保難など、専門工事業を含む中小建設企業において、経営の継続・承継に関する課題が高まっている。「地域の守り手」となる施工力・経営力のある建設企業を持続的に確保するため、合併や事業再編等を行おうとする企業が円滑に企業再編を図られる環境整備が必要である。

＜建設業許可制度のあり方等の検討＞

建設業法において、現行の許可制度の基本的枠組みが創設されてまもなく約半世紀が経過する中、この間の産業構造や企業統治を巡る変化を踏まえ、建設業許可制度のあり方等について点検することが必要である。

Ⅱ. 課題に関する対応の方向性

1. 建設生産システムの適正化

(1) 監理技術者等の適正な配置、役割の明確化

建設業法では、建設生産物の特性（単品受注生産、完成後は瑕疵の有無確認が困難、長期間不特定多数の者に利用される等）や、施工の特性（下請業者を含めた多数の者による総合組立生産、天候等に左右されやすい現地屋外生産、発注者が建設業者の技術力を信頼し施工を託す等）を踏まえ、工事現場における建設工事の適正な施工の確保を図る観点から、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、高い技術力を有する技術者（監理技術者又は主任技術者）を工事現場ごとに配置することを義務付け、請負金額が一定金額以上の場合には専任することを義務付けている。

また、監理技術者・主任技術者は、工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うこととしている。

建設業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、これらの技術者の適正な配置のあり方や役割・責任について、見直すべき点がないか検討する必要がある。

①技術者の適正な配置のあり方

【現状・課題】

建設業法では、元請建設企業には監理技術者等の配置、また、下請建設企業には主任技術者の配置がそれぞれ必要とされているが、1人の技術者が施工の技術上の管理を行える工事量には限界があることから、公共性のある又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事で請負金額が一定金額以上の場合、監理技術者等は工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている。

一方、現行制度において請負金額のみで専任の配置が規定されていることについては、請負金額が一定金額以上であっても、難易度の低い工事や、材料費が大半を占め現場作業の少ない工事等においては、監理技術者等の専任は不要ではないかとの意見がある。

また、現行制度の下では、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要とされ、当該技術者が当該工事の施工に携わらない期間に、他の非専任工事であれば従事することができるものの、専任工事には従事できない。

【対応の方向性】

監理技術者等が工事現場ごとに専任の者でなければならないとされている趣旨を踏まえ、どのような工事に対して監理技術者等を専任させるべきかについての考え方を再度整理した上で、客観的かつ明確に判断することのできる監理技術者等の専任要件の設定について、請負金額以外の要素を加味すること等

も含めて、検討を行う必要がある。

また、工事の一時中止等により監理技術者等の専任が不要となった期間に、当該技術者に他の専任工事への従事を認めることについて、その範囲や認める場合の具体的な方法等を検討する必要がある。

②施工体制における監理技術者等の役割の明確化

【現状・課題】

建設業法では、監理技術者及び主任技術者は、建設工事を適正に実施するため、工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を担うこととされており、監理技術者、主任技術者の役割は特段の区別なく規定されている。

一方、建設生産システムにおいては施工の専門化・分業化、工事量の増減や繁閑の発生への対応等を背景として下請の重層化が進み、元請と下請の技術者の役割の違いが顕著となっている。また、複数の工種についてマネジメントを行う下請の主任技術者の中には、元請の監理技術者等に近い役割を担う者も存在している。

【対応の方向性】

元請の監理技術者等（下請を含む請負部分全体の統括的施工管理を担う者）と、下請の主任技術者（請負部分の施工管理を担う者）について、施工体制においてそれぞれが担う役割を明確化する必要がある。

特に品質管理においては役割の違いが大きく、

- ・元請の監理技術者等は、下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認や、事後確認等の実地の確認による請負部分全体の確認を行うこと
- ・下請の主任技術者は、原則として、立ち会い確認を行うとともに、元請又は上位の下請への報告を行うこと

など、それぞれの役割を明確化する必要がある。

なお、役割の明確化に当たっては、下請の主任技術者の中に、元請の監理技術者等の指導監督の下で、元請の監理技術者等に近い役割を担う者がいることを考慮する必要がある。

③大規模工事における技術者の複数配置の推奨

【現状・課題】

建設業法では、元請建設企業には監理技術者等の配置が求められているが、特に、大規模工事においては、1名の監理技術者等だけで職務を遂行することは困難であるのが実態であり、通例、1名の監理技術者等の下に、複数の担当技術者が工区や工種等に応じて配置され、監理技術者等の補佐的な役割を担っ

ている。

一方、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者について、現状では、建設業法や監理技術者制度運用マニュアルにおいて、特段その位置付けが明確にされていない。

【対応の方向性】

大規模工事については、適正な施工を確保する観点から、元請建設企業の監理技術者等を、全体を総括する立場の技術者として1名配置するとともに、当該元請建設企業に所属する技術者の中から、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を別途配置することが望ましい旨、明確化する必要がある。

また、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の配置が適正な施工の確保に寄与したものについては適切に評価するなど、監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者の活用方法等について、検討する必要がある。

（２）実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除

【現状・課題】

建設工事における工場製品の比重の高まり等を受けて、工場製品や資材等の販売を行う商社や代理店等の役割が広がる中で、これらの企業の中には単に工場製品や資材等の取引のみを行い、工事の施工管理を行わない企業が存在している。

これらの企業は、資機材の調達や与信といった機能を果たしているものの、工事の施工には実質的に携わらない場合も多く、施工に関する役割・責任の不明確化、円滑な連絡・情報共有への支障、工事の品質低下等を招くおそれがある。

また、現行制度では、「一括下請負の禁止について（平成4年12月17日建設省経建発第379号）」において、下請工事の施工に実質的に関与していると認められる場合には、一括下請負に該当しないとされているが、実質的に関与していることの判断基準について、元請と下請の区別が特段なされていないため、個別の事案について一括下請負に当たるか否かの判断が容易に行えない場合がある。

【対応の方向性】

実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避を図るため、一括下請負の禁止についての法令遵守の指導を徹底する必要がある、そのため、現行の通知を改正し、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある。

具体的には、一括下請負に該当しないとされる「実質的関与」について、元請・下請に区別した上で、判断基準を明記すべきである。

特に、単一工種において単一の下請企業に対して請負契約を結ぶ場合（同業

者間での単一企業同士の下請)については、一括下請負に抵触するおそれが高いと考えられることから、元請が何を行えば「実質的関与」を行っていることになるのかを明確に判別できるような基準を策定すべきである。

(3) 工場製品に関する品質管理のあり方

【現状・課題】

建設生産物の高度化・多様化や、工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設業法の制定当時と比べて、建設生産における工場製品の割合が増加する中で、現場施工の割合が縮小し、工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響を与えている。

建設生産物に用いられる工場製品には、エレベーターやシステムキッチンのように、性質上、従来から工場で製造した上で工事現場に納入し取り付けられているものの他、プレキャスト製品のように、従来は建設工事として現場で施工して組み立てられていた構造物が工場内での製作に移行しているものと、大きく2つに分類される。

これらの工場製品の品質を確保する必要性が高まる一方、現行では、建設企業以外の工場で加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されない。そのため、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合に、当該工場製品を製造する企業に対して、建設業行政として何らの指導監督やペナルティを課すこともできないのが現状である。

【対応の方向性】

建設生産物の品質確保のためには、その一部を構成する工場製品についても、その品質確保を図ることが重要である。既製品については、JIS（日本工業標準調査会）による認証制度や、建築基準法に基づく製造者認証や大臣認定等、製品の品質確保に係る制度が別途設けられているものもある一方、これらの制度の対象とならない、単品受注生産の工場製品も存在する。このような状況を踏まえ、監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要である。

また、工場製品を製造する企業に対しては、建設生産物の品質確保の観点から一定の制度的関与を設けることについて検討する必要がある。具体的な関与の手法としては、例えば、建設業法に基づく届出や登録、工場製品の品質確保のための検査手続等の整備、不具合発生時における行政から製造会社に対する指導監督等が考えられる。

(4) 民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化

【現状・課題】

建設工事は、事業期間が長期にわたり、地中の状況や近隣対応など、施工上

のリスクが発現する可能性がある。これらのリスクについて、関係者間で情報共有や事前の協議等を行うことなく契約を締結して工事を開始し、実際にリスクが発現した場合、工期や金額変更について調整が難航し、円滑な工事の施工に支障を来すおそれがあるものの、民間の建設工事については、施工上想定される具体的なリスク負担に対する基本的な考え方や、受発注者間の協議の進め方についての基本的枠組みが整備されていない。

【対応の方向性】

民間工事の円滑な施工を図り、適切な品質を確保するために、工事請負契約の締結に先立って、予め受発注者間で協議しておくことが必要と考えられる施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みを指針としてとりまとめることが必要である。

指針には、発注者、設計者、工事監理者、施工者等の関係者の役割や事前調査の必要性（特に地中関連）、関係者間の協力体制の構築について盛り込むことが適当である。

また、受発注者間の協議項目として、具体的に想定される主なリスクを、地中関連、設計関連、資材関連、周辺環境、天災等に分類し、各々のリスク負担に関する基本的考え方と留意事項について指針に盛り込むことが適当である。

（５） 施工に関する情報の積極的な公開

① マンション引渡し段階におけるエンドユーザーへの情報提供

【現状・課題】

長期間にわたって存続・使用されるマンションについては、将来の老朽化による修繕等を計画的に実施し、適正に管理を行っていくことが必要であり、そのためには、マンションの構造等、施工に関する情報が所有者や管理組合に対して適切に提供されることが必要である。

現行のマンションの管理の適正化の推進に関する法律（マンション管理適正化法）では、宅地建物取引業者がマンションを分譲した際、管理組合に対して、仕様書、各階平面図、構造詳細図等の11種類の図書の交付が義務付けられているが、個々の図書の具体的内容や情報密度等が必ずしも明確にされていない。特に、基礎ぐい工事問題を受けて、地盤情報の重要性が認識されたところであり、地盤情報はこの11種類の図書に含まれているところであるが、それが必ずしも明確となっていない。

【対応の方向性】

施工に関する情報が適切に提供されるよう、マンション管理適正化法に基づき管理組合に対して交付される11種類の図書について、どのような内容を示す書類であるか、どの程度の情報密度であるべきかを明確化し、周知徹底を図

る必要がある。その際、特に地盤情報については構造詳細図に含まれることを明確化すべきである。

②建設企業による施工に関する情報の保存

【現状・課題】

建設業法では、請負契約の内容を整理・保存し、適切な進行管理を行う観点から、請負契約に係る一定の書類の保存を義務付けているが、施工の具体的な内容や適正性に関する書類の保存は義務付けられていない。

施工に関する情報が保存されていない場合、将来の維持修繕工事の実施に当たって適切かつ円滑な施工が困難となるおそれがある。また、災害時において応急的な対処や復旧を速やかに実施する上で、新設時の施工に関する情報が円滑に参照できるよう措置されていることが有益との指摘もある。

他方、建設工事においては、その適正な施工を確保するため、膨大な分量の書類が作成されているが、それらの書類の全てを保存することは困難であり、どのような書類が修繕時の情報提供等に資するかについては、必ずしも十分な検討が行われていない。

【対応の方向性】

施工内容を事後的に確認し、修繕時の情報提供等に活用するため、重要工程において作成された施工内容に関する情報について、元請建設企業等により保存されるよう取組を促す方策について、修繕時の活用の有用性や元請建設企業側の負担等に十分留意しながら検討する必要がある。特に、建設工事に際して膨大な分量の書類が作成される実態に鑑み、まずはどのような工程に関する書類がどの程度の期間保存されるべきかについて十分な検討を行う必要がある。

(6) 施工責任に関する紛争調整等の円滑化

【現状・課題】

工事瑕疵や請負代金の未払い等の建設工事の請負契約をめぐる紛争を簡易な手続で迅速かつ専門的に解決することを目的として、建設業法に基づき、裁判外紛争処理機関である建設工事紛争審査会が国土交通省及び全国の都道府県に設置され、恒常的に相当数の紛争事案が処理されている。

一方、建設工事紛争審査会が対象としている紛争は「建設工事の請負契約に関する紛争」に限定されており、それに対応した手続や体制が構築されているため、例えば、瑕疵担保責任期間の徒過により契約上の責任ではなく不法行為責任で追及せざるを得ない事案、不具合の原因が施工と設計のいずれに存するか不明な紛争事案、建設資材の品質や売買に関する紛争事案等については、建設工事紛争審査会における対応が困難である。

【対応の方向性】

施工品質をめぐる様々な紛争の解決を図る観点から、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外の紛争も建設工事紛争審査会の対象とすることについて検討する必要がある。

併せて、例えば不法行為事案を対象とする場合、不法行為の要件である故意・過失の厳密な認定等を建設工事紛争審査会が行うには多大な時間や労力を要する場合もあると考えられることから、現行の調停手続等とは別に、瑕疵の状況や原因等の事実関係についてのみ認定を行う手続を創設することについても、必要性や可否を含め検討する必要がある。

2. 建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成

(1) 技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍

【現状・課題】

建設工事の施工技術の向上を図るため、建設業法に基づき技術検定を行っており、現在、土木施工管理等の6種目を1級と2級に区分し、学科試験及び実地試験によって行われている。この技術検定合格者は、監理技術者等の資格要件に位置付けられている。

近年、若年層の入職者が大幅に減少し、離職率も高いことから、担い手確保の必要性が高まっている中で、技術検定の受検者数も減少し、合格者の高齢化が進んできている。このため、これまでも、2級学科試験の受験資格要件の緩和（学科試験と実地試験を分離し、学科試験のみの受験を可能とするとともに、受験要件についても、実務経験を不要とする）や試験会場の拡大等を行ってきたところである。

建設業界への入職促進及び離職抑制等の確保の観点から、技術検定について、更なる受検機会の拡大に向けた環境整備や受験資格要件の緩和が求められている。

【対応の方向性】

技術検定の更なる受検機会の拡大や受験意欲の醸成を図るため、若年層の受験者が多い2級学科試験の受験機会の年2回化、1級の学科試験に係る2級試験と同様の早期受験化（受験資格要件の緩和）、学科合格者に対する称号（例えば〇〇技士補）の付与について、その導入の範囲や時期を含めて、検討を進める必要がある。

(2) 大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成

【現状・課題】

我が国の住宅、社会資本、さらには都市や産業基盤の整備に不可欠の存在である建設業は、現場で直接施工を担う技能労働者によって支えられる産業であり、建設業が将来にわたって我が国の社会・経済において役割を果たしていくためには優秀な技能労働者を確保・育成していくことが必要である。

ここ数年、技能労働者の数は、安定した建設投資を背景として堅調に推移しており、足許の労働者需給についても緩和傾向にある（国土交通省の「建設労働需給調査」）など、現時点においては、全体として技能労働者の不足という状況は見られない。

しかしながら、2015年度における技能労働者数約330万人のうち、55歳以上が約112万人と約3分の1を占める一方、29歳以下の若者は約36万人と約1割にとどまっており、労働者の高齢化は他産業と比べてもより進行している。今後、高齢者の大量離職を控え、中長期的に技能労働者を確保していくことは業界としての重要な課題となっている。

技能労働者数が増加傾向を示している直近5年（2010～15年度）における若年層の変動率がそのまま続くと仮定したとしても、コーホート法により将来数を試算したところ、10年後の2025年度の技能労働者数は約286万人となり、現在より約44万人減少することとなる。これは、若手の技能労働者数が増加しても、それを上回る高齢者の離職が生じるためである。建設就業者全体の毎年の新卒採用数が約4万人であることと比較すると、約44万人の減少は、既に若年層の入職促進のみで対応できる範囲を超えており、離職防止、中途採用の拡大、女性活躍、さらには高齢者の活用策など、あらゆる手立てを総合的に講じていくことが不可欠となる。今後、我が国の労働力人口が確実に減少していく中で、産業間の人材獲得競争が厳しさを増していくことは必須であり、将来にわたる人材の確保は容易なことではない。また、建設業の多くは中小・中堅企業であり、担い手の確保・育成に向けた取組に振り向ける余力が乏しい企業も少なくない。このため、建設業が将来、深刻な担い手不足に直面する懸念があるという認識を官民で共有しつつ、中長期的な視点に立って、行政と建設業界が一体となって継続的な取組を進めていくことが強く求められている。

これまで、建設業においては社会保険未加入対策や教育訓練の充実等、担い手対策として様々な取組が進められ、社会保険加入率の改善に見られるように、着実にその成果は現れつつある。しかしながら、依然として、処遇の改善、安定した雇用を求める技能労働者側のニーズ、若年層の高い離職率、イメージアップや理解増進のためのPR戦略の不足、将来のキャリアパスが見通しにくいことや、いわゆる「一人親方」の働き方など、対応・解決すべき多くの課題が残されているのが現状である。

建設業の将来を支える若年層をはじめとした担い手の入職・定着を促し、育成していくためには、行政・業界が一丸となり、これらの諸課題に対して的確

に解決を図っていくことが必要である。また、担い手確保・育成と並ぶ対策として、技能労働者を抱える企業の生産性を高めるための対策も併せて講じていく必要がある。雇用する側である建設企業においても人材の効率的な活用が図られることで、企業にとって安定的な雇用環境を提供しやすい条件整備を進めていくことが求められている。特に、仕事の繁閑の調整など、単品受注産業としての特性に起因する課題について重点的に対策を講じる必要がある。

【対応の方向性】

他産業との人材獲得競争が厳しさを増す中で、優秀な人材に建設業を選択してもらい、入職・定着を促すためには、安定した雇用、安定した収入、将来に夢と希望を持てるキャリアパスの提示など、処遇・やりがい・将来性といった様々な観点において建設業が他産業よりも魅力的な仕事の場を提供していくことが必要である。また、雇用する側の企業が優秀な技能者を積極的に雇用できるよう、人材の効率的な活用が図られやすい環境整備を進め、「人への投資」と「経営のイノベーション」によって人と企業がともに成長する好循環を目指すことが必要である。

こうした取組を通じて、職場・仕事の魅力の向上と生産性向上を促す理想の形の実現を図り、人への投資を柱に成長し、変化に対応し、そして選ばれる産業へとつなげていく『人材投資成長産業』を目指すべきである。

そして、『人材投資成長産業』の実現に向けて、これまでの担い手確保・育成対策を踏まえて特に重点的に取り組むべき課題として、

- ・ 処遇改善、キャリアパスの見える化、社会保険未加入対策、教育訓練の充実、戦略的広報の5つの担い手確保対策

- ・ 人材の効率的な活用を中心とする生産性向上の施策

の「6つの重点施策」に集中的・重点的に取り組むことが必要である。

また、こうした施策分野ごとの取組を実効的な担い手確保につなげていくためには、担い手の年齢や属性に応じたターゲットごとにきめ細かな対策を講じていくことも求められており、高齢者、女性、若者、現役（離職防止）、中途採用といった「担い手5分類のターゲット」に即して、取組を総合的に展開していく必要がある。

< 6つの重点施策 >

① 処遇の改善

人への投資の柱である処遇の改善をより一層進めるため、公共工事設計労務単価の適切な設定等に加え、適切な賃金水準や休日の確保について、業界団体等と連携しつつ不断の取組、企業への働きかけを実施する。

② キャリアパスの見える化

技能労働者の経験や技能を蓄積する「建設キャリアアップシステム」について、平成29年度における本格運用に向け、関係者一体となった取組

を推進する。さらに、同システムを活用し、技能労働者のキャリアに応じた処遇が確保できる環境を整備する。

さらに、経験を積んだ技能労働者が技術者としての役割も担う状況が生まれていることも踏まえて、登録基幹技能者の適正な評価とより一層の有効活用方策や、技能労働者と技術者、さらには経営者間のシームレスなキャリアパスモデルの構築の検討を進める。

③ 社会保険未加入対策

社会保険未加入対策の目標年次である平成29年度における目標達成を目指して、元請の下請に対する指導強化等の対策を強化するとともに、平成29年度以降においても更なる取組の徹底を進める。

④ 教育訓練の充実

平成29年度からリニューアルオープンが予定されている富士教育訓練センターについて、時代に即した多様なニーズに応えられるよう教育訓練プログラムの質を充実させる。

また、講師養成プログラムの充実や「複合工（多能工）ーマルチクラフター（multi-crafter）（仮称）」の活用に向けた環境整備を図るとともに、地域や業界団体で支える「職人育成塾」などへの支援を強化することで、業界全体で人を育てる環境を強化する。

⑤ イメージアップ戦略・先鋭的プロモーション

今後一層激化する産業間の人材獲得競争に打ち勝つためにも、現行の広報活動にとどまらず、先鋭的なプロモーションを実施し、建設業全体のイメージアップ戦略を一層強力に推進する。

このため、新たな検討体制を速やかに構築し、キャリア教育、地域活性化・他産業連携、新商品開発、女性活躍、企業評価システムの検討など、先鋭的プロモーションに向けた新規プロジェクトを可能なものから直ちに実践していく。

⑥ 生産性向上に向けた人材の効率的活用の推進等

担い手確保・育成に向けて「人への投資」と「経営のイノベーション」の好循環の実現を図る観点から、限られた人材を効率的に活用できる環境整備等を図ることが不可欠である。

現在、国土交通省においては i-Construction の推進により、トップランナー施策である ICT の全面的な活用、コンクリート工の規格の標準化及び施工時期の平準化といった施策が進められているが、これらの施策に加え、「複合工（多能工）ーマルチクラフター（multi-crafter）（仮称）」の育成や活用事例の水平展開等を行うとともに、ICT活用など経営のイノベーションの促進に向けて、人材の効率的活用等に係る企業の取組を支援し、ベストプラクティスの水平展開を図ることが必要である。

また、公共工事における施工時期等の平準化の推進と併せて、産業特性に起因する繁閑の発生に対して、建設企業等が自ら仕事の繁閑を調整し人材の有効活用を進められるよう、繁閑推計ツール等を用いた繁閑調整手法の水平展開や、繁閑調整のための更なる環境整備を推進することが必要である。

<担い手5分類ターゲットに応じたきめ細かな施策>

(i) 若者の入職促進

地域・業界団体・個社が連携した広報活動の強化による採用ルートの拡充、学校キャラバンにおける成功事例の水平展開を行う。

また、キャリア教育やイメージアップ戦略等を通じて、高校・大学等だけでなく、小・中学校などより早い段階からの教育課程への組み込み方策を検討する。

(ii) 中途採用

縁故中心の採用ルートの多様化や、効果的な求人HP・求人票の作成など個社単位、さらには地域・グループ単位での広報・リクルート戦略について研究を行い、好事例の水平展開等を図る。

(iii) 離職防止・定着促進

地域や業界団体で支える「職人育成塾」などへの支援強化や地域・業界団体・個社相互のコミュニケーションツール（SNSの活用、異職種間の交流イベント開催）等を通じ、スケールメリットを活かした対策を検討、実施する。

(iv) 女性

もっと女性が活躍できる建設業の実現に向けて、多様な働き方の実現に向けたハード・ソフトの環境整備やイメージアップ戦略・先鋭的プロモーションを複眼的に推進する。

また、建設企業の経営者層への女性登用のノウハウの提供や女性リーダー層の育成セミナー、女性活躍を推進する他業種横断プラットフォームの展開等を通じた施策を展開する。

(v) 高齢者

従来、担い手確保対策のターゲットとしての意識が薄かった「高齢者」について、講師養成プログラムの実施等により教育訓練を通じた個社・業界内における指導者としてのポジションづけや、シームレスなキャリアパスの構築などを図ることで、高齢者の活躍の場の充実を図る。

3. 建設企業の持続的な活動が図られる環境整備

(1) 地域の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる環境整備

【現状・課題】

経営者の高齢化が進み、特に小規模建設企業において後継者問題が経営上の課題として高まってきており、また、事業規模の拡大等を図るため、合併や事業譲渡等を前向きに検討する企業も現れてきている。このような建設企業の多様なニーズに応じて、合併・事業譲渡等が円滑に実施される環境整備を図るとともに、事業の承継が困難で廃業せざるを得ない中小建設企業が有する技術力や人材を地域で有効活用し、「地域の担い手」の維持・確保を図ることが必要である。

現行法では、建設企業が合併を行う際、新たに建設業許可や経営事項審査の申請を行う必要があるが、その手続は合併の効力発生後でなければ行うことができず、許可や経営事項審査に空白期間が生じている。加えて、経営事項審査については、合併により完工高や技術職員のメリットを受けることができるが、このメリットを享受するためには、新たに合併効力発生時点の財務諸表等を作成する必要があるため、建設企業に過大な負担となっており、実態ではこれが要因となって合併を思いとどまる場合もあるとの指摘もある。

また、合併等に伴う入札契約制度上の制約条件を緩和するため、地方公共団体では、従来から、総合評価点の加点等の競争参加資格に係る特例措置を講じているが、その内容は地方公共団体ごとにばらつきがあり、また、十分に効果が上がっていないケースや、本来の目的とは異なる趣旨で特例の適用を受けるといったケースも見られる。

【対応の方向性】

合併時において建設業許可や経営事項審査の空白期間を短縮するため、許可や経営事項審査の申請に係る事前確認手続を整備し、合併効力発生前においても一定の書類について事前確認を可能とすること等、手続の迅速化について検討する必要がある。また、経営事項審査に係る財務諸表の作成・合算に伴う負担の軽減や空白期間の短縮を図るため、経営事項審査の申請に要する書類の簡素化についても検討する必要がある。

加えて、廃業を行わざるを得ない企業について、その技術者等が新たな企業で活躍できるよう円滑な移行を促すため、廃業を行う企業から技術者等を受け入れる企業に対して、例えば経営事項審査において完工高や技術職員等に係る特例措置を講じることを検討する必要がある。

さらに、合併等に資する環境整備を一層充実する観点から、地方公共団体における合併企業に対する入札契約制度上の特例措置について、効果検証もしつつ、今後のあり方を検討する必要がある。

(2) 経營業務管理責任者要件のあり方の検討

【現状・課題】

単品受注生産や、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという他の産業と異なる建設業の特性を踏まえ、企業の安定的な経営を図る観点から、建設業法では、株式会社にあつては取締役のうち一人が建設業に係る経營業務の管理責任者として一定の経験を有する者であることを、許可要件に規定している。

他方、取締役のうち1名に対して建設業の経営に係る経験を求める現行の要件については、上場企業を中心として大規模会社におけるコーポレート・ガバナンスが変化し、取締役の人数の減少や外部取締役の導入を行う会社も現れる中、建設業の適正な経営を確保するための合理的な許可基準のあり方を検討すべきとの指摘がある。特に兼業企業にとっては、現行の経營業務管理責任者要件が過度な負担となっているとの意見が見受けられる。また、経營業務管理責任者については、許可要件としての位置付けに加えて、コンプライアンス等の観点から、その役割についても明確化すべきとの意見もある。

【対応の方向性】

単品受注生産や、請負者が長期間瑕疵担保責任を負うという他の産業と異なる建設業の特性を踏まえれば、建設業法において、企業の安定的な経営を求めていくことは、建設工事の適正な施工の確保や発注者保護の観点から、今後必要である。したがって、建設業の経営の安定性に係る許可要件を定めること自体は、今後必要と考えられる。

また、本委員会の審議では、ペーパーカンパニーや不良不適格業者を排除するために、現行の経營業務管理責任者要件は不可欠との指摘があり、専門の大手建設企業や地方建設企業においても、当該要件が過度な負担とはなっていないといった意見も存在する。

他方、現行の要件によって、経営の安定性を確保することの妥当性について指摘があることも踏まえ、企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経營業務管理責任者要件のあり方について検討する必要がある。その際、経營業務管理責任者について、経營業務管理上より積極的な役割を果たすよう、その役割のあり方についても検討すべきである。

(3) 軽微な工事に関する対応の検討

【現状・課題】

建設業法では、その制定時以降、一定金額未満（現行は、建築一式工事以外にあつては500万円未満、建築一式工事にあつては1,500万円未満等）の軽微な工事のみを請け負う者に対しては、公共の福祉との関係が薄いことや、小規模事業者であつても建設業許可を求めることは事業者にとって過度な負担となり、その数も多数となることを踏まえ、許可の適用除外とされてきた経緯が

ある。

一方、これらの事業者についてはその実態が把握できていないが、重層下請構造が進み、社会保険加入の妨げの要因になっているのではないかと指摘がある。

さらに、そもそも現行の許可制度の基本的枠組みが創設されてまもなく約半世紀が経過する中、創設当時に、軽微な工事のみを請け負う者が許可の適用除外とされた趣旨について再検証すべきとの指摘がある。

【対応の方向性】

軽微な工事のみを請け負う者に関して、まずはその実態を把握する必要がある。

その上で、必要に応じて、軽微な工事のみを請け負う者の把握、業務処理に関する原則的規範や業務の適正化、不具合発生時の行政監督の実施等の観点から、軽微な工事のみを請け負う者に対して一定の関与を行うことについて検討する必要がある。

4. 重層下請構造の改善

建設業においては、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請のもと、中間的な施工管理や労務の提供その他の直接施工機能を担う1次下請、2次下請、さらにそれ以下の回数の下請企業から形成される重層下請構造が存在している。重層下請構造は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は必然的・合理的な側面があるとされる一方、重層的な施工体制では、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下等、様々な影響や弊害が指摘されている。

重層下請構造を改善していくためには、これまでに述べた建設生産システムの適正化、技術者や担い手の確保・育成に関わる様々な課題について横断的に対応していくことが必要であることから、その課題と対応の方向性について整理し、総合的な対応を的確に講じる必要がある。

【主な課題】

○下請の重層化が施工管理や品質面に及ぼす影響

重層化により施工体制が複雑化することに伴い、施工管理や安全管理面での影響が生じるおそれがある。具体的には、施工に関する役割や責任の所在が不明確になりやすい、現場の施工に対して元請や上位下請による管理が行き届きにくい、現場の円滑な連絡調整や情報共有に支障が生じやすい、下位下請から元請等に対して施工に関する意見や提案が届きにくい、といった影響が挙げられ、施工体制が重層化するほど、工事の質や安全性が低下するおそれがある。

○下請の対価の減少や労務費へのしわ寄せ

下請として中間段階に介在する企業数が増えることにより、中間段階でこれらの企業に利益として受け取られる対価が増加するため、下位下請の施工の対価の減少や、労務費へのしわ寄せのおそれが生じる。また、下位下請の設計変更や追加工事に関する契約上の処理が不明瞭になるおそれもある。

○施工管理を行わない下請企業の介在

工場製品や資材等の販売を行う代理店等、取引契約上の介在のみで必要な施工管理を行わない企業が施工体制に組み込まれることにより、不要な重層化が生じ、施工に関する役割が不明確になる等の問題が生じる。

○下位の下請段階に見られる労務提供を行う下請の重層化

建設投資が減少し、受注価格が低迷する中、工事の繁閑に対応する目的から、専門工事業者が直接施工に必要な技能労働者を雇用から請負へと外部化する動きが進んでいるとの指摘がある。その結果、下位の下請段階において、主に同業種間で労務提供を行うための重層化が進行し、現場施工を担う技能者の技量や就労状況の把握・管理が困難になることや、技能者の地位の不安定化、不明確な雇用・請負関係を招き、就労環境が悪化するおそれがある。

【対応の方向性】

重層下請構造の改善は、広範にわたる課題であり、建設生産システム全体の議論と併せて幅広い観点からの検討が必要である。まずは、当面の措置として以下の対策を講じつつ、引き続き、更なる検討を深めることが必要である。

（１）実質的に施工に携わらない下請企業の排除

実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避を図ることで施工に関する役割や責任の明確化を図るため、工場製品や資材等の販売を行う代理店等、自ら施工管理を行わず、建設業法で必要とされる役割を果たしていない企業については、その施工体制からの排除を徹底する必要がある。

このため、一括下請負の禁止についての法令遵守の指導を徹底する必要があることから、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある。

（２）専門工事業者が中核的な技能労働者を雇用しやすい環境整備

下位の下請段階に見られる労務提供を行う下請の重層化を抑制し、技能者の就労環境の改善や、不安定な就労形態の改善を図るため、1次や2次の専門工事業者が中核的な技能労働者を社員として雇用しやすい環境整備を図ることが必要である。

このため、公共工事の施工時期等の平準化、繁閑調整のための環境整備、建設キャリアアップシステムの整備、社会保険未加入対策の徹底を実施する必要がある。

Ⅲ. まとめ

基礎ぐい工事問題を受けて、基礎ぐい工事問題に関する対策委員会により提言された建設業の構造的課題については、Ⅱ.において概ね方向性を示したところであり、具体的対応策を示した事項については、速やかに実施することが望まれる。また、取組の具体化に向けて更なる検討を要する事項については、直ちに検討を開始し、実施可能なものから順次実施に移すことが必要である。

本委員会では基礎ぐい工事問題において提言された課題を中心に審議を進めてきたが、さらに、我が国の建設産業を取り巻く情勢を鑑みれば、将来の建設市場や産業構造への対応、建設生産システムの複雑化・多様化、海外建設市場や新たな事業領域への進出等の諸課題への対応が重要となっている。

本委員会においても、その制定から約70年が経過している建設業法を含め、建設業制度の基本的枠組みを再検討すべきとの議論があったところであり、建設業政策全般にわたって、今後、更なる検討を深めることが望まれる。

(参考1)

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会

基本問題小委員会 委員

※委員長 ◎

秋山 哲一	東洋大学理工学部教授
安部 文洋	東京都建設局企画担当部長
井出 多加子	成蹊大学経済学部教授
岩田 圭剛	一般社団法人全国建設業協会副会長
◎ 大森 文彦	弁護士・東洋大学法学部教授
小澤 一雅	東京大学大学院工学系研究科教授
勝見 剛	一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会部会長
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学工学部教授
桑野 玲子	東京大学生産技術研究所教授
才賀 清二郎	一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
齊藤 広子	横浜市立大学国際総合科学部教授
高木 敦	モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社調査統括本部副本部長
高野 伸栄	北海道大学大学院工学研究院教授
田口 正俊	全国建設労働組合総連合書記次長
谷澤 淳一	三菱地所株式会社取締役常務執行役員
丹羽 秀夫	公認会計士・税理士
藤田 香織	東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授
古阪 秀三	京都大学大学院工学研究科教授

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会 平成28年審議の開催状況

<第1回> H28/1/27

○基本問題小委員会における検討課題（案）

<第2回> H28/3/2

○建設業における課題と対応の方向性（案）

<第3回> H28/3/31

○元請・下請の施工体制上の役割・責任の明確化等
○民間工事における発注者・元請等の請負契約等の適正化
○施工に関する適切な情報開示や紛争調整の円滑化
○中長期的な担い手の確保・育成
○建設業許可制度の点検

<第4回> H28/4/26

○中長期的な担い手の確保・育成（課題と検討の方向性）
○元請・下請の施工体制における役割・責任の明確化等
○消費者視点に立った建設業紛争審査会制度のあり方
○経營業務管理責任者要件

<第5回> H28/5/23

○重層下請構造の問題点
○民間工事における発注者・元請等の請負契約等の適正化
○施工に関する適切な情報開示のあり方
○中小建設企業の企業再編の促進
○軽微な工事（リフォーム工事等）に関する対応の検討
○中長期的な担い手の確保・育成
○建設工事の最近の問題事例（報告）

<第6回> H28/6/9

○技術者制度
○中長期的な担い手の確保・育成（施策の目標・目安の考え方）
○中間とりまとめ（素案）

<第7回> H28/6/22

○中間とりまとめ（案）

特集 3

平成 27 年度建設業取引適正化センターの活動状況

建設業取引適正化センター

1. センター設立の目的・概要及び実施体制

建設業取引適正化センター業務は、建設業における競争の激化に伴い増大している元請・下請間等の建設工事の請負契約をめぐるトラブル・苦情、相談等で、行政指導等による問題解決が困難な工事代金の未払い等について、相談者へ紛争解決やトラブル防止に向けた助言を行うとともに、建設業法及び関係法令違反と思われる相談案件に対しては所管行政機関の紹介を行う等により、可能な限り円滑な解決が図られるよう紛争解決に向けた支援及び紛争の未然防止に資することを目的とするものです。

具体的には、建設工事の請負契約をめぐる紛争について、発注者や建設業者が建設業取引適正化センター(以下「センター」という。)に相談を申し込むことにより、弁護士等の相談指導員や相談職員に無料で相談できる制度です。

センターは相談者の利便性を考慮して東京及び大阪に設置し、またこれらを統括する建設業取引適正化推進本部を建設業適正取引推進機構内に組織して、本部長、監理技術者及び技術者を置いています。

センター東京及びセンター大阪の設置場所等は次のとおりです。

○ センター東京

東京都千代田区五番町 1 2 番地の 3 五番町 YS ビル 3 F
電話 03-3239-5095

○ センター大阪

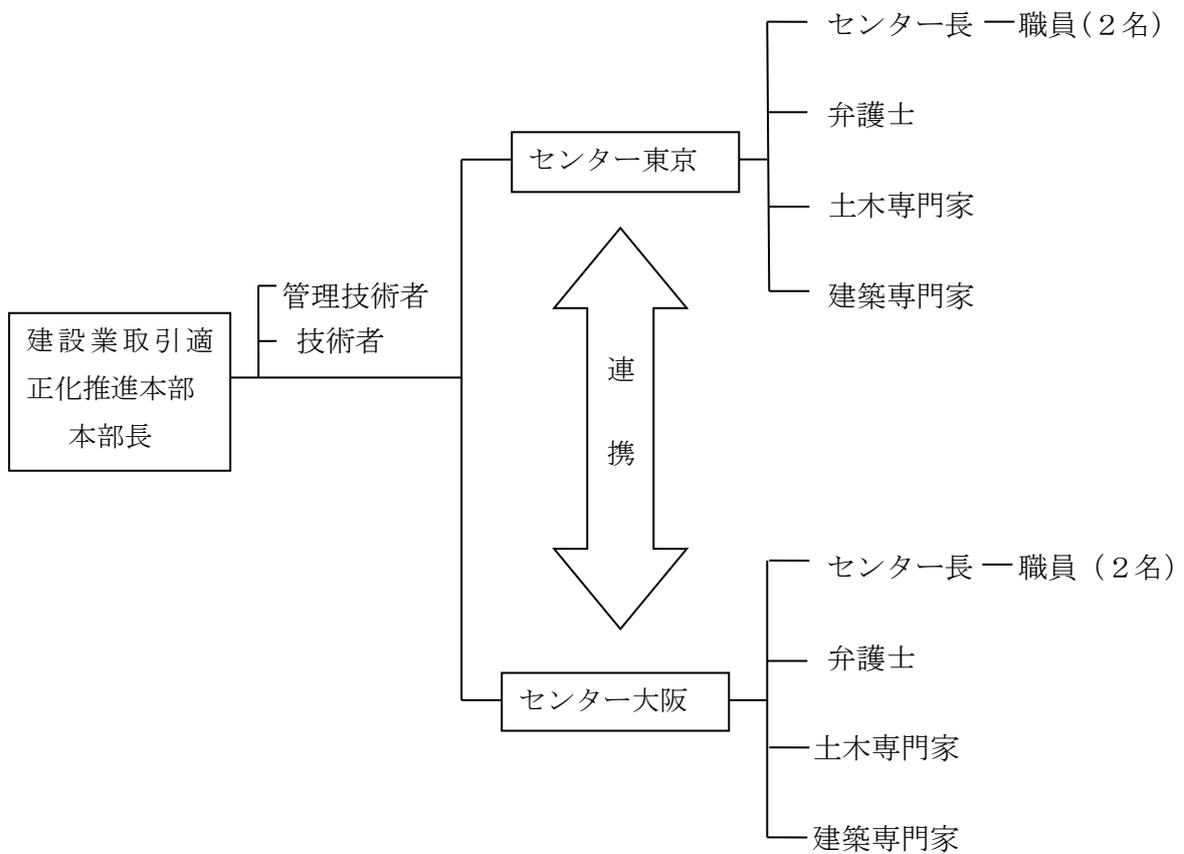
大阪府大阪市中央区上町 A 番 1 2 号 上町セイワビル 3 F
電話 06-6767-3939

センター東京及びセンター大阪には、建設業の取引について専門的な知識を有する相談職員と紛争相談を担当する弁護士等の有識者(以下「相談指導員」という。)をそれぞれに置いています。

相談指導員には、弁護士、土木技術専門家、建築技術専門家を充てており、いずれも建設業の取引に精通した者から選定されています。弁護士は月4回、土木の専門家及び建築の専門家はそれぞれ月2回勤務することとしており、具体的にはいずれかの有識者による面談の機会を週2日確保しています。

なお、以上に述べたセンターの組織体制は、次のとおりです。

【建設業取引適正化センター組織図】



2. 業務の実施について

(1) 相談業務の手続き

相談業務は、次のような基本的方針に基づき実施しています。

- ① 相談者から電話による相談申込みがあった場合には、対応した相談職員が必要事項を聴取して相談申込書を作成します。
- ② 相談者が、郵便、FAX又は電子メールでの相談を希望した場合には、予め相談申込書の様式に従い、氏名、会社名、相談分野、紛争の内容等を記入してもらい、相談に応じています。
- ③ 相談者が面談による相談を希望した場合には、相談の日時、場所を決めて、相談職員や相談指導員が対応しています。

(2) 具体的な相談対応

建設工事の請負契約をめぐる紛争は、限定された分野の定型的な紛争のようにとらえられがちですが、実際に持ち込まれる紛争の内容は多種多様です。紛争の内容、相談者の性格や心情、求めている解決の方向などは、個別性が強く、その対応の仕方も相談対応者の力量によるところが大きくなっています。

このため、センターとしては、概ね次のとおり個別の相談に対応してきています。

- ① 相談者の主張、説明を十分聴取したうえで、これを整理して建設業法や同法のガイドライン等の考え方を説明し助言します。
- ② 相談者が零細な事業者の場合は、弁護士等に相談することが困難な場合が多く、主張したいことが論理的に整理されていないことが多いこともあり、先ず相談者の話を十分に聴取し、その上で何を主張したいのか、論点の整理を行った上で助言を行うように努めています。
- ③ 相談者の主張等を聴取した結果、必要な場合には、建設工事紛争審査会等の適切な紛争処理機関を紹介しています。
- ④ 相談者から求められた場合には、建設業法、労働基準法等の各関係法令を所管する行政機関等の紹介、あるいは他の紛争相談機関、審査機関、法律相談センター等の紹介を行っています。

3. 平成27年度相談業務結果の概要

(1) 相談件数の推移

平成21年7月29日にセンターが開設されて以来、センター東京及びセンター大阪で取り扱った相談件数の推移は表1のとおりですが、以下では平成27年度の相談業務結果の概要について述べることにします。

表1 相談件数の年度別推移

【単位：件】

年度	センター東京	センター大阪	合計	前年度比
21	402	230	632	—
22	1,034	476	1,510	238.9%
23	921	595	1,516	100.4%
24	1,038	638	1,676	110.6%
25	848	597	1,445	86.2%
26	802	478	1,280	88.6%
27	813	450	1,263	98.7%
合計	5,858	3,464	9,322	—

センター発足後7年ほどを経過していますが、平成27年度までに寄せられた相談件数の総計は、9,000件を超えています。発足後は相談件数も順調に増加し、平成24年度までは1,500件を上回って増加傾向を示してきました。しかし、平成25年度から減少傾向に転じていますが、東日本大震災に伴う復興工事の本格化等により建設投資需要が好調だったこと、またここ数年の建設投資の増加による雇用の増大等で建設市場は順調に推移してきていることなどが大きな要因として推察されるところです。

このような情勢下では、元請・下請側双方とも請負契約上のトラブルはできる限り回避し、旺盛な施工量の消化を優先するためではないかと考えられます。今後の動向については、建設投資の急増後の伸び悩む時期には、とかくトラブルが多発しやすいといわれており、建設投資の動向との関係を含め注視していく必要があります。

センター東京とセンター大阪の相談件数の割合をみると、過去6年間ほとんど変わっておらず、概ね6：4となっています。なお、相談件数の地域別では、首都圏が約5割を占め、ついで近畿圏が約2割、中京圏が約1割となっており、3大都市圏以外では相談件数は少なくなっています。

(2) 相談アクセスの経路

センター発足当初から相談の申し込みがあった場合には、センターの存在を何で知ったかについて、また平成25年度からはその相談アクセスの経路を詳細に聞いています。

平成27年度では表2のとおりですが、近年のIT化時代を反映して、「機構ホームページ等」からのアクセスが約3割を占めてトップとなっており、今後とも各種メディアを媒体とした相談アクセスが増加するものと思われます。

また、「駆け込みホットライン等」、「下請かけこみ寺等」や「都道府県(市町村)」からのアクセスも相当数を占める一方、賃金の不払いを受けたとして「労働基準監督署」に申し出たところ、それは下請代金の不払いに該当するとして、センターを紹介された下請業者も多く見受けられます。このほか、「公正取引委員会」や各地の「消費者センター」から紹介を受けたというケースも徐々に増加しています。

「その他」の中には、以前にセンターの相談を利用したことのある者が再度相談したり、センターで相談を受けたことのある知人からの紹介で相談してくるケース、別途に法律相談していた弁護士から紹介されたというケースなども含まれています。

表2 相談アクセスの経路

【単位：件】

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	機構ホームページ等	264	133	397	31.4%
2	リーフレット	5	3	8	0.6%
3	業界紙・業界団体	1	0	1	0.1%
4	駆け込みホットライン等 (国土交通省関係)	104	97	201	15.9%
5	都道府県(市町村)	74	42	116	9.2%
6	下請かけこみ寺等 (中小企業庁関係)	81	57	138	10.9%
7	建設工事紛争審査会	6	7	13	1.0%
8	公正取引委員会	41	23	64	5.1%
9	労働基準監督署	88	47	135	10.7%
10	消費者センター等	39	6	45	3.6%
11	同業者	9	2	11	0.9%
12	その他	101	33	134	10.6%
	合計	813	450	1,263	100.0%

4. 相談内容別結果の概要

(1) 類型別にみた紛争件数

建設工事の請負契約をめぐる紛争を、類型別に分類したものが表3です。

表3 紛争類型別件数

【単位：件】

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	工事瑕疵	61	13	74	5.9%
2	工事遅延	10	2	12	1.0%
3	工事代金の争い	23	12	35	2.8%
4	契約解除	49	14	63	5.0%
5	下請代金の争い	395	313	708	56.1%
6	その他	275	96	371	29.4%
合計		813	450	1,263	100.0%

「下請代金の争い」がこれまでと同様、約6割と過半を占めています。この争いにほぼ共通しているのは、下請契約書の取り交しはおろか、注文書・請書の取り交しもなされていない下請業者からの相談が圧倒的に多いということです。上位下請業者と下位下請業者との関係は、本来は書面による明確な双務契約関係であるべきですが、現状の多くは口頭による約束だけで工事に着手しているのが実情のようです。そして、工事完了後に下請代金不払いのトラブルが発生した場合、下請側の証拠が極めて不十分な立場に置かれ紛争解決の大きな障害となっています。

上記の「下請代金の争い」のほかは、1割以下の比較的少ない割合のものです。

先ず「工事瑕疵」をめぐる紛争は、平成22年度では約4%でしたが、27年度は約6%と徐々に増えてきています。ここでの工事瑕疵は、工事完成引き渡し後に発生したいわゆる工事瑕疵ばかりでなく、引き渡し直後の工事代金の請求時に、工事の出来栄が悪かったとか、発注者からクレームがあったので手直しをした等の元請の主張によるものも含まれており、請求額を大幅に減額して支払われているか、支払に応じないケースも増えていきます。

「契約解除」をめぐる紛争は、ほとんどの場合、個人住宅の発注者と請負業者間の紛争です。住宅の建築請負契約を締結したが、その後に請負業者側の営業部門と施工部門の不一致等による不信感を持ち、個人発注者が契約解除を申し出る

というケースですが、以前は、不信感の原因の多くはローン契約に関することがほとんどでした。しかし最近では、むしろ建設業者が円滑に施工してくれないという相談が多くなっており、その背景には建設技能工の不足などの影響があるように見受けられます。なお、契約締結前後の契約解除のトラブルでは、発注者側が支払っている着手金の返還をめぐって、その解除までの実費相当の支払いはやむを得ないという意識も醸成されつつあるようです。

(2) 下請代金争い原因別

前掲表3の紛争類型別の中で最も多い「下請代金の争い」を、原因別にみたものが表4です。

表4 下請代金争い原因別件数

【単位：件】

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
A	債権額が確定しているが不払い	102	111	213	30.1%
B	請負契約の内容が不明確なため不払い	106	12	118	16.7%
C	工事施工不良（出来栄え）を理由として減額・不払い	15	32	47	6.6%
D	相手方の失踪等	21	7	28	4.0%
E	相手方の倒産等	22	19	41	5.8%
F	赤伝処理等	29	48	77	10.9%
G	追加工事等に伴う追加額の不払い	24	35	59	8.3%
H	その他	76	49	125	17.7%
合計		395	313	708	100.0%

下請代金不払いの理由で最も多いのは、「債権額が確定しているが不払い」であり、全体の約3割を占めています。債権額が確定しているのに不払いが発生しているのは「上位業者から請負代金がもらえないから払えない」との理由をあげるケースが多くなっています。

次は「請負契約の内容が不明確なため不払い」の2割弱で、契約書の取り交し

が少なからずなされていない現状からすれば、契約内容が不明確になるのは避けがたく、紛争を誘発する要因となっています。

3番目は、「赤伝処理等」の約1割で、近年増加傾向にあります。

上記の種類のほかは「その他」を除いて1割以下のものになっています。

先ず、「追加工事等に伴う追加額の不払い」の約8%です。当初契約時に注文書・請書の取り交しすらしないことが多い中で、追加工事のみ変更書面によることは当然期待できず、また当初の注文書・請書があっても、変更契約は口頭でなされるケースも依然多く紛争多発の誘因となっています。

「工事施工不良（出来栄の悪さ）を理由として減額、不払い」の約7%です。工事完成後、目的物を引き渡し、工事代金を請求した段階で、事前には全くなかった理由により支払に応じないケースで年々増加してきています。

「相手方の失踪等」と「相手方の倒産等」は、合わせて約1割となりますが、特に工事完成後下請代金を請求したところ、電話に出ない、あるいは全く連絡がつかないといケースも後を絶たない状況です。

「その他」の類型は約2割になっていますが、この中には各区分に整理できないさまざまな紛争の原因が含まれており、数ヶ月単位で工事を請負ったが最初の支払期限に支払がなかったとか、工事施工を巡るトラブル等で工事を中断したところ、元請業者から支払を拒否されたというような紛争も含まれています。

(3) 紛争当事者類型別

紛争の当事者関係を、類型別に区分したものが表5です。

表5 紛争当事者別の件数

【単位：件】

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
イ	個人発注者→請負人	79	38	117	9.3%
ロ	法人発注者→請負人	5	5	10	0.8%
ハ	請負人→個人発注者	7	10	17	1.3%
ニ	請負人→法人発注者	22	21	43	3.4%
ホ	下請負人→元請負人	517	323	840	66.5%
ヘ	元請負人→下請負人	36	17	53	4.2%
ト	その他	147	36	183	14.5%
合計		813	450	1,263	100.0%

下請負人から元請負に対するものが、約7割と圧倒的に多くなっています。ここでも、契約内容を明確にせずに着工させたり、工事が終了してから本来支払うべき請負代金を支払わなかったり、一方的に減額を要求するというケースが多いことから、上位請負業者と下位請負業者との間には大きな力の差があることが推察されます。

(4) 紛争当事者請負階層別

下請工事代金の紛争当事者を、下請負人の階層別にみたものが表6です。

表6 下請階層別件数

【単位：件】

		センター東京	センター大阪	合計	構成比
1	1次下請	168	134	302	42.7%
2	2次下請	141	81	222	31.4%
3	3次下請	58	48	106	15.0%
4	4次下請	21	21	42	5.9%
5	5次下請以下	7	29	36	5.1%
合計		395	313	708	100.0%

下請業者の中でも「1次下請」や「2次下請」の割合が高くなっていますが、小規模工事における1次や2次などの下請の存在が大きく影響しているようです。ここでは、例えば2次と3次の下請間でみると、2次が上位の1次から請負代金を貰えないので3次に払えないというように、下請代金の不払いの連鎖が見られるのも特徴の一つです。

(5) 建設工事の種類別

建設工事の種類別の内訳は、表7のとおりです。紛争相談は、ほとんど全ての種類の工事に亘っていますが、件数の多い順は、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、土木一式工事、内装仕上工事、電気工事、塗装工事、管工事、大工工事となっています。

「土木一式」・「建築一式」工事はいわば総合工事であることから、実際の発注件数が多い割には相談件数が比較的少なく、合わせて約3割になっています。

これに対し専門工事種別の中で最も件数の多いのは、「とび・土工・コンクリート」工事の約1割です。これはとび工事、土工、コンクリート工事という、通常はそれぞれが単体で下請発注される工事をひとまとめにしたことにより件

数として多くなっています。従来は解体工事も含んでいましたが、27年度から「解体工事」として別計上しています。

「内装仕上」工事は、比較的多い業種で約1割です。これはリフォーム工事発注の増加や比較的零細な業者により施工されていることが多いほか、マンションやビル等の工事では最終工程に当たるため、厳しい工事期限の確保や急な増員要請などもあり、それらの契約変更がないまま完了して、後々のトラブルになることの多い業種といえます

表7 建設工事の種類別件数

【単位：件】

	センター東京	センター大阪	合計	構成比
1 土木一式	46	73	119	9.4%
2 建築一式	157	92	249	19.7%
3 大工	44	20	64	5.1%
4 左官	8	3	11	0.9%
5 とび・土工・コンクリート	108	29	137	10.8%
6 石	2	1	3	0.2%
7 屋根	11	4	15	1.2%
8 電気	61	49	110	8.7%
9 管	46	26	72	5.7%
10 タイル・れんが・ブロック	23	5	28	2.2%
11 鋼構造物	5	6	11	0.9%
12 鉄筋	3	5	8	0.6%
13 舗装	3	4	7	0.6%
14 しゅんせつ	0	0	0	0.0%
15 板金	4	3	7	0.6%
16 ガラス	7	2	9	0.7%
17 塗装	46	27	73	5.8%
18 防水	19	9	28	2.2%
19 内装仕上	85	29	114	9.0%
20 機械器具設置	23	6	29	2.3%
21 熱絶縁	4	1	5	0.4%
22 電気通信	15	8	23	1.8%
23 造園	4	3	7	0.6%
24 さく井	0	1	1	0.1%
25 建具	5	4	9	0.7%
26 水道施設	3	6	9	0.7%
27 消防施設	3	0	3	0.2%
28 清掃施設	2	1	3	0.2%
29 解体	30	16	46	3.6%
99 その他・不明	46	17	63	5.0%
合計	813	450	1,263	100.0%

(注) 建設工事の種類は、建設業法第2条の別表第1の上段に掲げる29種類を示す。

5. 相談業務の今後の課題

センターの相談対応の特徴として、「相談時間が長い」ということがあげられます。建設工事の請負契約をめぐる紛争は、請負代金が比較的大きいにもかかわらず、多くの場合は契約書そのものがなく、口頭契約での工事着手には様々な紛争が派生的に生じていきます。口頭契約では当然、契約内容が曖昧で双方の食い違いも生じ、また建設工事では追加工事も生じることも多く、これらをめぐる意見の対立やトラブルでは、ほとんどの場合下位の下請業者が泣かされるケースが見受けられます。

また、建設工事の多くは重層下請構造によって施工され、同一の現場に元請から末端の下請業者まで混在して作業しているため、直接的な契約関係にない元請から下位の下請業者に直接指示がなされることなども下請間でのトラブルの誘因になっています。

紛争相談では、このような工事現場等での事実関係を的確に聴取、把握し、相談者の心情も理解しながら、懇切丁寧に解決の方向を示すことが重要です。そのために、一件の相談対応に対し平均して30分程度、中には1時間を超える時間を要しています。しかも相談内容は、様々な内容を含んでおり、民法や建設業法にとどまらず、民事訴訟法、労働基準法、下請法、品確法等の広範囲な法律知識も必要としております。

以上のことから、紛争相談体制を充実していくことは容易ではありませんが、潜在的な相談ニーズが多く存在する以上、これらに適時適切に対応していくことがセンターとしての重要な役割であると考えているところです。